子ども医療費

4月から子ども医療費助成制度が変わりました

医療機関等で医療費の窓口負担がいらない子どもの対象が、非課税世帯の未就学児から非課税世帯の高校生までに拡大されました。新たに対象となる方がこの事業を利用する場合は、申請手続きを行い、資格者証の交付を受ける必要があります。なお、現在、有効期限が令和3年7月31日までの乳幼児医療給付受給資格者証（オレンジ色）を持っている方は、申請手続きの必要はありません。

○対象者

本市内に住所がある保護者に監護されている0歳から高校3年生までの住民税非課税世帯の子ども

※18歳になる日以降の最初の3月31日までは有効です。

※現在ひとり親家庭等医療費助成や重度心身障害者医療費助成を受けている方も対象です。

※市外に子どもの住所登録がある場合は、対象者の把握ができないので、福祉課までお問い合わせください。

○申請手続き

対象と思われる方には申請書類を送付していますので、必要書類をご確認の上、福祉課窓口で申請手続きをしてください。

○申請に必要なもの

申請書、印鑑（認印可）、子どもの健康保険証、保護者の通帳（コピー可）

※新たな対象者のうち、現在医療費助成を受けていない方は保護者の通帳が必要となります。

○無料となる医療費

保険が適用となる入院（食事代等自己負担分は除く）・通院、調剤、訪問看護、柔道整復施術療養費

※医療機関等の窓口で資格者証の提示がない場合や県外の医療機関等を受診した場合は、窓口無料となりません。窓口で自己負担額を支払った後、領収書等をご持参の上、福祉課窓口で医療費助成の申請をしてください。

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL72-1111（内線137）

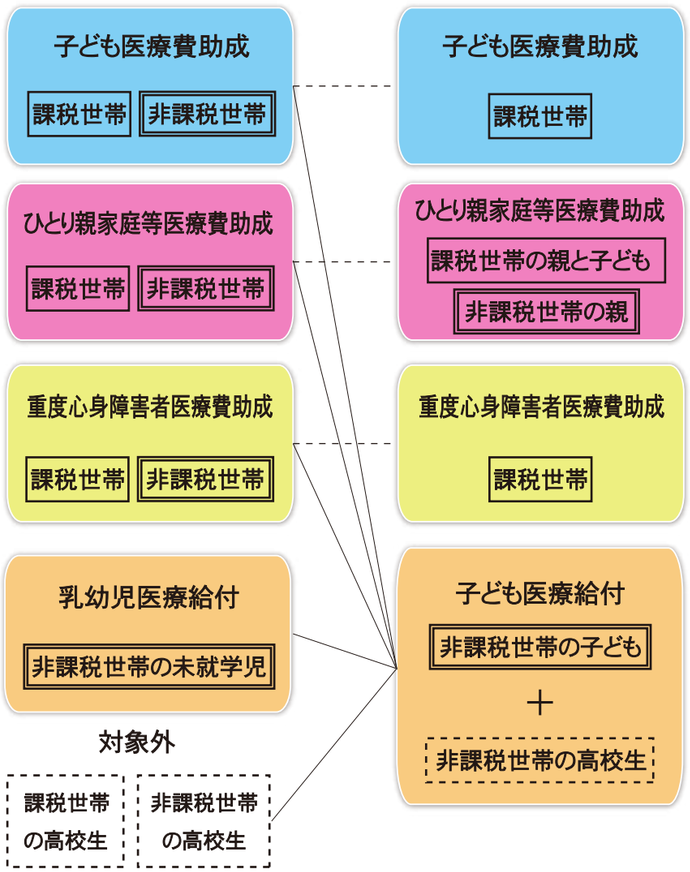

マイナンバーカードに関する窓口時間延長・日曜日開庁について

マイナンバーカード窓口時間の延長及び日曜日の開庁を行っています。

※新型コロナウイルス感染症予防対策を行っています。ご理解をお願いします。

■**時間延長**　毎週木曜日　午後8時まで

■**日曜日開庁**　毎月第2・第4日曜日　午前8時30分～午後5時15分

※日程が変更になる場合があります。

■**問合せ**　市民生活課市民係　TEL72-1111（内線149）

市税等収納

4月からコンビニ収納・スマホ決済始まります

今年4月以降発行のコンビニ収納用のバーコードが印字された納付書を使い、コンビニエンスストアやスマホアプリを利用して市税等が納付できるようになりました。

夜間や休日を問わず納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納めるときに手数料はかかりません。

コンビニで納付できる市税等

【税】　市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

【料】　後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料、上・下水道料金

【その他】　奨学金償還金

納付できるコンビニ

ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンなど全国の主なコンビニエンスストアで納めることができます。

※詳しくは、納付書の裏面に記載してありますので、ご確認ください。

※令和3年4月1日以降に発行する納付書で、バーコード印字がされているものが対象となります。

スマホアプリでも納付することができます

バーコードが印字されている納付書は、スマートフォン等のアプリを使用して納付書のバーコードを読み込むことで納付できます。

利用可能な決済方法は、LINE Pay請求書払、楽天銀行コンビニ支払サービス、PayPay請求書払、au PAY請求書払、PayB、銀行Payです。

※決済可能金額が制限されている場合があります。詳細は各アプリのホームページ等をご確認ください。

※奨学金償還金はスマホ決済できません。

※軽自動車税の車検用納税証明書は発行されませんので、税務課の証明窓口で取得してください。

※アプリは事前にダウンロードしていただく必要があります。

※アプリの利用は無料ですが、通信料は利用者負担となります。

※市から領収証書は発行しません。アプリ内の取引履歴をご確認ください。

納付できない納付書

○納限が過ぎたもの

○バーコードの印字がないもの

○破損・汚損などによりバーコードが読み取れないもの

○金額を訂正したもの

○1件（納付書1枚）の金額が30万円を超えるもの

■**問合せ**

【税・保険料】税務課管理収納係　TEL73-2175

【住宅使用料】建設課建築係　TEL76-1219

【奨学金償還金】教育総務課庶務係　TEL72-0170

【上・下水道料金】水道課管理係　TEL72-0224

新生児への給付金・出生祝記念品贈呈事業がスタート

市では、令和3年度より子どもの出生を祝い、新生児の健やかな成長を支援するとともに、経済的負担の軽減による子育てのしやすい環境づくりのため、新生児の保護者に対し、新生児1人当たり5万円分の商品券を給付します。また、出生のお祝いとして記念品を贈呈します。

対象者　新生児の保護者であって、出生届を提出した日において、本市に住所を有するもの（当該出生児は、出生の日から本市に住所を有すること）

給付金支給額　新生児1人につき5万円（枕崎商工会議所発行の共通商品券）

出生祝記念品　写真フレーム付き手作り置時計

申請期間　出生した月の翌月から6カ月以内

■**受領について**

給付金（商品券）

福祉課社会係で申請手続き後、商品券引換券を発行しますので、枕崎商工会議所で引換券を提出し、商品券と交換してください。枕崎商工会議所での引換の際は、本人確認をさせていただきますので、運転免許証等の確認ができるものを持参してください。

商品券引換期間

福祉課社会係が引換券を発行した日から概ね2週間

記念品

記念品は申請手続き後に福祉課社会係窓口で、直接お渡しします。

※その他詳細は、市ホームページをご覧ください。

■**問合せ**　福祉課社会係　TEL72-1111(内線135)

※記念すべきお1人目の方